横須賀市教育委員会

就学援助制度の受給対象となる世帯（令和７年度）

○援助を受けることのできる世帯（申請には該当理由を証明する書類が必要です。）

援助の対象となる方は、次の項目のいずれか１つに該当する方です。

申　請　理　由	申請理由を証明する書類
（1）生活保護が受けられなくなった世帯	証明書類は不要ですので申請書のみご提出ください。
（2）**児童扶養手当**を受けている世帯（ひとり親の方など） 児童手当、特別児童扶養手当は、対象になりません。	**児童扶養手当証書**の市長印ページ及び有効期限記載ページの写し （横須賀市こども給付課発行）有効期限が令和７年10月31日の証書は黄色です。（11月以降は令和８年10月31日有効期限）
（3）経済的にお困りの世帯 【所得及び扶養関係の確認】 ●主たる生計者の方に、同居の方全員が扶養されているケース。 ⇒主たる生計者の右記①～③のいずれか１つをご提出ください。 ●主たる生計者に扶養されていない方（**配偶者特別控除**の方、扶養から外れている兄姉、同居の祖父母、親類など）がいるケース。 ⇒扶養されていない方の右記①～③のいずれか１つもご提出ください。所得は合算して計算されます。	**①令和6年分の源泉徴収票**（写し可） ・・・年末調整済のもの（勤務先が複数ある場合はすべて） **②令和6年分の所得税の確定申告書控の1表と2表**（写し可） ・・・税務署の収受印がない確定申告書控も可 **③令和7年度の市県民税課税証明書**（原本） ・・・令和７年６月以降の発行になります。（発行手数料は免除） ※米軍基地内にお勤めで、日本の源泉徴収票が無い場合、Wage and Tax Statement（2024income）を提出してください。配偶者の上記①～③のいずれか１つも添付してください。子の扶養が確認できない場合は子全員の健康保険証の写しなども必要になります。 ※解雇等に伴い求職中の世帯 雇用保険受給中や失業理由が自己都合の場合は、対象になりません。 失業理由を証明できる書類・・・「**解雇通知**の写し等」 求職活動を証明できる書類・・・「**ハローワーク受付票**の写し」 の両方が必要です。
（4）**令和６年度又は令和７年度**にご同居の方全員が**市民税非課税又は罹災等により減免**された世帯	**令和6年度又は令和7年度の市県民税非課税証明書（原本）** （市役所１階窓口サービス課、役所屋又は行政センター発行）
（5）**令和６年度又は令和７年度**に罹災等により**個人事業税が減免**された世帯	**個人事業税の減免を受けた旨の通知書**の写し （県税事務所発行）
（6）**令和６年度又は令和７年度**に罹災等により**固定資産税が減免**された世帯 家屋新築による減免は、対象になりません。	**固定資産税減免通知書**の写し （横須賀市資産税課発行）
（7）**令和６年度又は令和７年度**に**国民年金保険料が世帯全員全額免除**された世帯、又は罹災等により**国民健康保険の保険料が減免**された世帯 罹災は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害に限ります。	**国民年金保険料免除納付猶予申請承認通知書**の写し **国民年金保険料免除理由該当通知書**の写し （日本年金機構又は年金事務所発行） **国民健康保険料徴収猶予決定通知書**の写し **国民健康保険料減免決定通知書**の写し （横須賀市健康保険課発行） このうち、いずれか一つ 成人されている方全員の通知書を提出してください。
（8）**生活福祉資金の貸付**決定を受けた世帯 特例貸付（緊急小口貸付・総合支援資金等）は、対象になりません。	**生活福祉資金貸付決定通知書**の写し （社会福祉協議会発行）
（9）**職業安定所登録日雇労働者**の世帯 雇用保険受給中の方は、対象になりません。	**雇用保険被保険者手帳**の写し （公共職業安定所発行）